

子ども・若者支援の推進について

1 概要

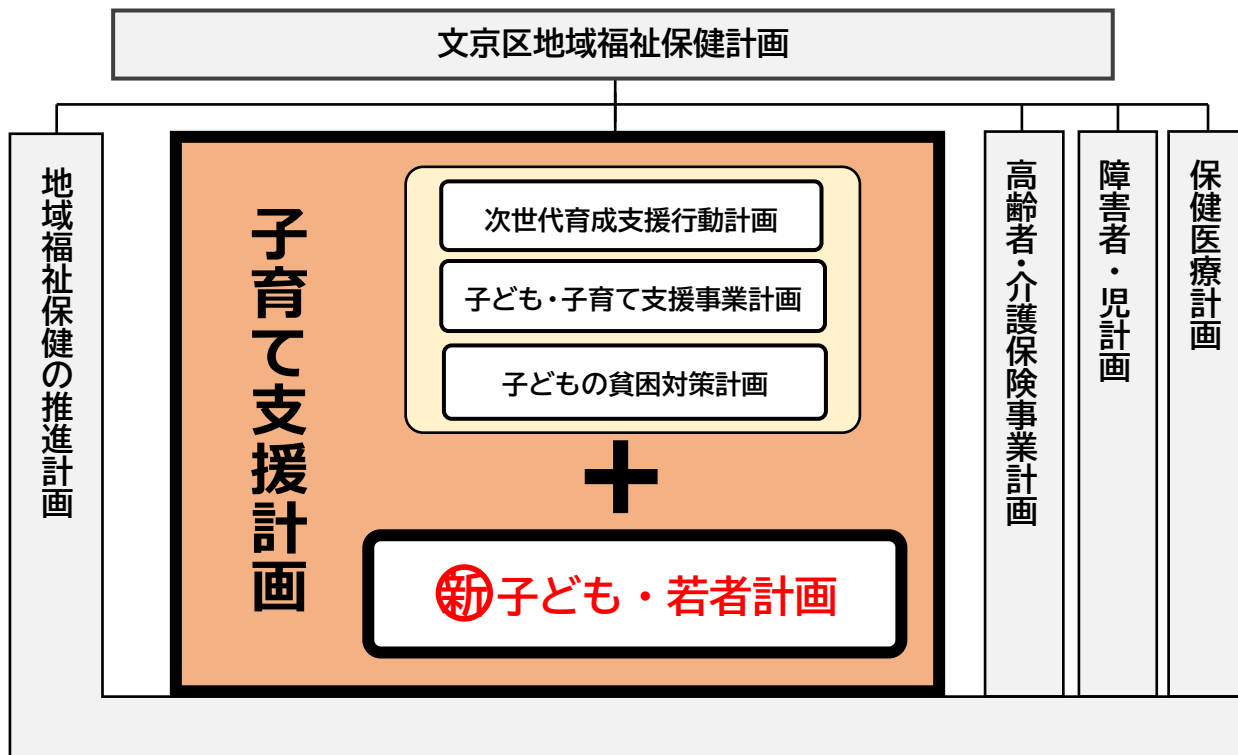
子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しており、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラー等、生きづらさを抱える子ども・若者の課題は複雑化・多様化している。

このような状況の中、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、「（仮称）文京区子ども・若者計画」（以下「子ども・若者計画」という。）を策定し、これまで以上に子ども・若者の支援施策を推進する。

なお、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」における若者の定義を踏まえ、若者支援の対象を39歳までとする。

2 計画の位置付け

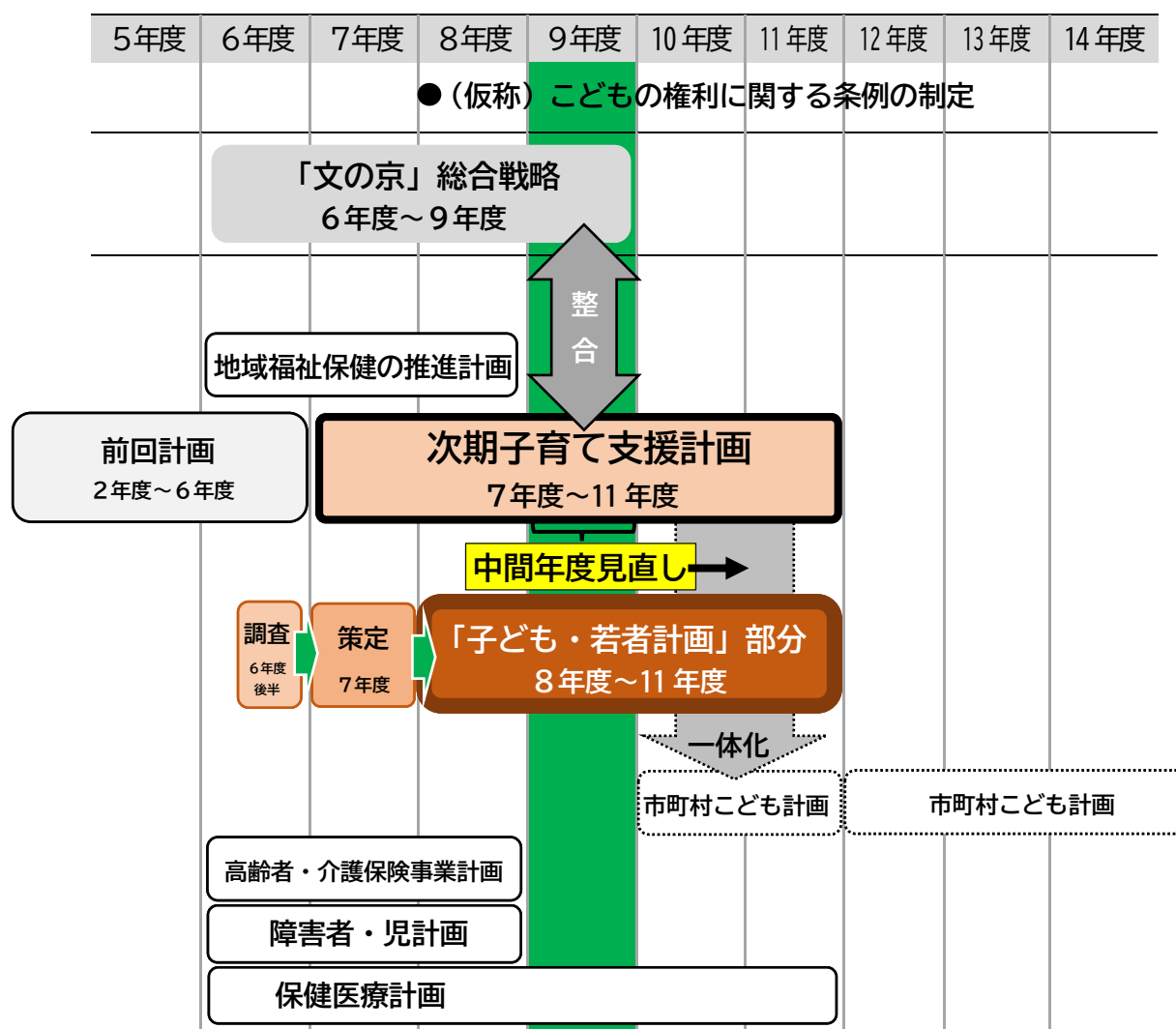
本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に、「子ども・若者計画」を内包する。



3 計画期間等

「子ども・若者計画」の計画期間は次期「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とする。

また、こども基本法第10条第2項において、市町村は「こども大綱」（「都道府県こども計画」が定められているときは、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」）を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされている。「次期子育て支援計画」の中間年度見直しが令和9年度に当たることから、9年度末、「子ども・若者計画」と「子育て支援計画」を統合し、一体な冊子として「市町村こども計画」を策定する。



4 検討体制

地域福祉保健計画その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するために設置している「文京区地域福祉推進本部」及び「文京区地域福祉推進本部幹事会」において、「子ども・若者計画」の策定に係る検討を行う。

さらに、本区の福祉保健の推進を図るために設置している「文京区地域福祉推進協議会」の下に置かれた「子ども部会」を「子ども・若者部会」に改名し、若者支援に係る機関等を部会員等に加え、従来の子どもの子育て支援のほか、子ども・若者支援に係る検討を行う。

5 (仮称) 若者の生活と意識に関する調査 (以下「調査」という。) の概要

- (1) 調査対象 区内在住の19歳から39歳までの者 (基準日: 令和7年1月1日)
- (2) 調査方法 郵送で調査案内を送付し、原則インターネットで回答
- (3) 調査期間 令和7年1～2月 (予定)

6 スケジュール (予定)

【令和6年度】

令和6年	10月	子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども・若者部会 (子ども・若者支援の推進、調査の設問項目について)
	11月	地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、11月定例議会 (調査の設問項目について)
令和7年	1～2月	調査の実施
	3月	調査の集計

【令和7年度】

令和7年	4月	子ども・若者計画の検討
	～	
令和8年	3月	子ども・若者計画の策定